

行政処分について

1. 現状

- 1) 医療事故は、システムエラーにより発生することが多いことが指摘される中で、医療事故に対する行政処分は、原則として、医師法等に基づく医療従事者個人の処分のみが行われている。
- 2) また、医師法等に基づく処分の大部分は、刑事処分が確定した後に、刑事処分の量刑を参考に実施されている。
- 3) 平成18年の医師法改正で、戒告、再教育研修の導入など行政処分の在り方が見直された。

2. 今後の基本方針（案）

- 1) 医療安全調査委員会（以下「委員会」という。）は、責任追及を目的としたものではないことから、医療事故に対する行政処分は、委員会とは別の組織において行う。
- 2) 委員会では、医療事故におけるシステムエラーの観点からの調査が実施されることから、医療事故に対する行政処分は、委員会の調査結果を参考に、システムエラーの改善に重点を置いたものとする。
- 3) 医療事故に対する行政処分の実施に当たっては、以下のとおりとはどうか。
 - (ア) システムエラーの改善を目的とした医療機関に対する処分類型を医療法に創設する。
 - 医療機関に対し、医療の安全を確保するための体制整備に関する計画書を作成し、再発防止策を講ずるよう業務改善命令を行う。

- (イ) 医療事故がシステムエラーだけでなく個人の注意義務違反等も原因として発生している事例については、医師法等に基づく医療従事者個人に対する処分を、医道審議会の意見を聴いて実施する。その際、業務の停止を伴う処分よりも、再教育を重視した方向で実施する。

(a) 処分の対象となる事例の判断方法

〔案1〕

- どのような事例を審議するかについては、公表された委員会の報告書の内容を確認した上で、判断することとする。

〔案2〕

- どのような事例を審議するかについては、委員会からの通知の有無により判断することとする。

(b) 処分の対象となる事例の範囲

〔案1〕

- 以下のような事例（捜査機関への通知の範囲と同様）を対象とする。
- ・ 故意や重大な過失があった場合
 - ・ 過失による医療事故を繰り返しているなどの悪質な場合（いわゆるリピーター）
 - ・ 医療事故が起きた後に診療録等を改ざん、隠匿するなど、非常に悪質な場合

〔案2〕

- 対象となる事例については、捜査機関に通知される事例に限らず、医療従事者の注意義務違反の程度のほか、医療機関の管理体制、医療体制、他の医療従事者における注意義務の程度等を踏まえて判断する。

診療行為に係る死因究明制度等について (平成 19 年 12 月 自由民主党 医療紛争処理のあり方検討会) (抜粋)

2 新制度の骨格

【行政処分との関係】

- (13) 行政処分のための審議については、委員会の調査報告書を参考に、委員会ではなく厚生労働省の医道審議会が行う。
- (14) 行政処分に当たっては、医師等に対する再教育や医療機関におけるシステムエラーの改善に重点を置いたものとする。

診療行為に関連した死亡の死因究明等の在り方に関する試案 (第二次試案) に寄せられた御意見 (集計・概要) (平成 19 年 11 月 第 9 回検討会資料) (抜粋)

7 行政処分、民事紛争及び刑事手続との関係

(1) 行政処分の在り方について

- a) 刑事処分は可能な限り謙抑的であるべきであり、新制度ではシステムエラーを十分に考慮して、過失をおこした医療従事者及び医療機関に対しては、再発防止のための再教育を中心とした行政処分システムを構築すべきである。
- b) 医道審議会が独立性と透明性を確保して再出発するなどの抜本的な見直しが必要。
- c) 医療従事者の自律的活動として、広範な医療従事者の協力を得て、行政処分を勧告するための医療関係者、法律関係者により構成される独立性のある審議会を設置する必要がある。
- d) 医師のプロフェッショナル集団としての学会も、独自に教育的な処分とシステム改善策の提案をすることが求められる。

診療行為に関連した死亡の死因究明等の在り方に関する試案 — 第二次試案 —

(平成 19 年 10 月 厚生労働省) (抜粋)

7 行政処分、民事紛争及び刑事手続との関係

行政処分、民事紛争及び刑事手続における判断が適切に行われるよう、これらにおいて委員会の調査報告書を活用できることとする。また、以下の点についても、改革を進める。

(1) 行政処分在り方について

- ① 行政処分は、委員会の調査報告書を活用し、医道審議会等の既存の仕組みに基づいて行う。
- ② 個人に対する処分のみではなく、医療機関への改善勧告等のシステムエラーに対応する仕組みを設ける。

医師及び歯科医師に対する行政処分の考え方について（平成14年12月13日 医道審議会医道分科会）（抜粋）

（事案別考え方）

6) 業務上過失致死（致傷）

(2) 医療過誤（業務上過失致死、業務上過失傷害等）

人の生命及び健康を管理すべき業務に従事する医師、歯科医師は、その業務の性質に照し、危険防止の為に医師、歯科医師として要求される最善の注意義務を尽くすべきものであり、その義務を怠った時は医療過誤となる。

司法処分においては、当然、医師としての過失の度合い及び結果の大小を中心として処分が判断されることとなる。

行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するが、明らかな過失による医療過誤や繰り返し行われた過失など、医師、歯科医師として通常求められる注意義務が欠けているという事案については、重めの処分とする。

なお、病院の管理体制、医療体制、他の医療従事者における注意義務の程度や生涯学習に努めていたかなどの事項も考慮して、処分の程度を判断する。

参 考 条 文

○医療法(昭和二十三年法律第二百五号)（抄）

第二十八条 都道府県知事は、病院、診療所又は助産所の管理者に、犯罪若しくは医事に関する不正行為があり、又はその者が管理をなすのに適しないと認めるときは、開設者に対し、期限を定めて、その変更を命ずることができる。

第二十九条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、病院、診療所若しくは助産所の開設の許可を取り消し、又は開設者に対し、期間を定めて、その閉鎖を命ずることができる。

- 一 開設の許可を受けた後正当の理由がないのに、六月以上その業務を開始しないとき。
- 二 病院、診療所（第八条の届出をして開設したものを除く。）又は助産所（同条の届出をして開設したものを除く。）が、休止した後正当の理由がないのに、一年以上業務を再開しないとき。
- 三 開設者が第六条の三第六項、第二十四条第一項又は前条の規定に基づく命令又は処分に違反したとき。
- 四 開設者に犯罪又は医事に関する不正の行為があつたとき。

2～6 （略）

○医師法（昭和二十三年法律第二百一号） （抄）

第七条 医師が、第三条に該当するときは、厚生労働大臣は、その免許を取り消す。

2 医師が第四条各号のいずれかに該当し、又は医師としての品位を損するような行為のあつたときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 戒告
- 二 三年以内の医業の停止
- 三 免許の取消し

3 （略）

4 厚生労働大臣は、前三項に規定する処分をなすに当つては、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

5 厚生労働大臣は、第一項又は第二項の規定による免許の取消処分をしようとするときは、都道府県知事に対し、当該処分に係る者に対する意見の聴取を行うことを求め、当該意見の聴取をもつて、厚生労働大臣による聴聞に代えることができる。

6～18 （略）

第七条の二 厚生労働大臣は、前条第二項第一号若しくは第二号に掲げる処分を受けた医師又は同条第三項の規定により再免許を受けようとする者に対し、医師としての

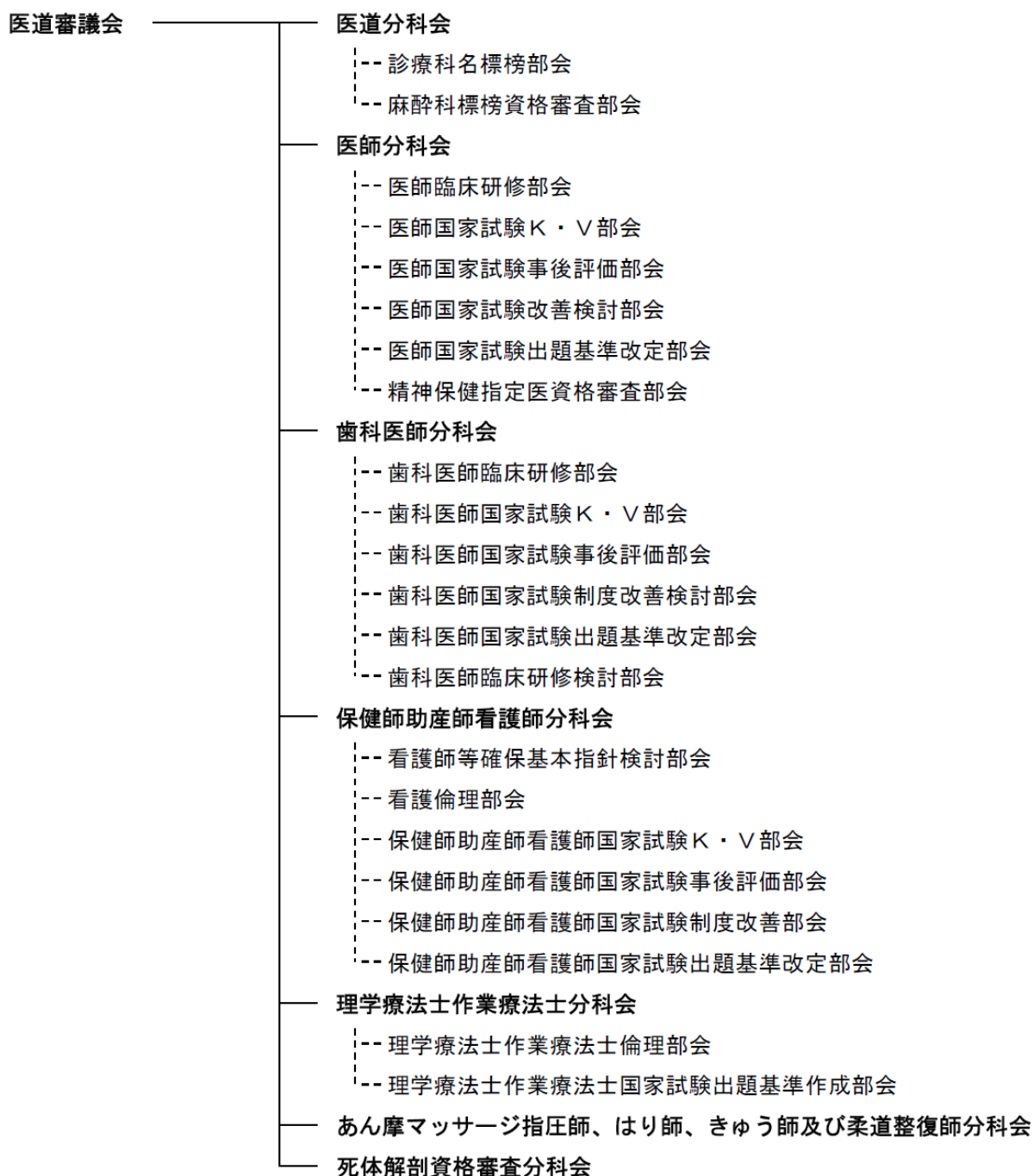
倫理の保持又は医師として具有すべき知識及び技能に関する研修として厚生労働省令で定めるもの（以下「再教育研修」という。）を受けるよう命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による再教育研修を修了した者について、その申請により、再教育研修を修了した旨を医籍に登録する。

3 厚生労働大臣は、前項の登録をしたときは、再教育研修修了登録証を交付する。

4・5 (略)

医道審議会の構成



※ 実線は、法律又は政令で定められているもの。